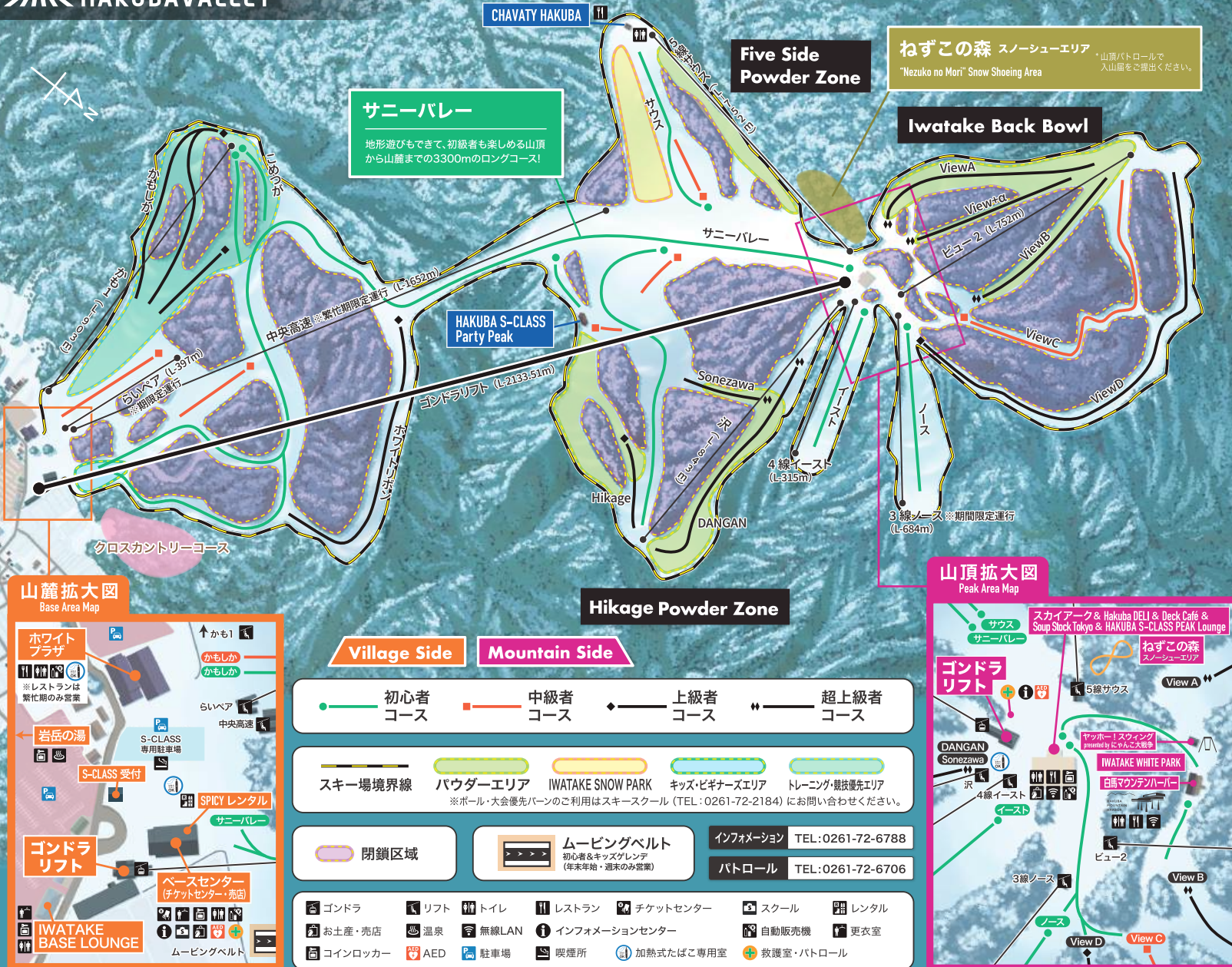




全てのお客様に安全にスノースポーツを楽しんで頂くために
当スキー場の利用に際しては、本利用規約を遵守して頂きます。

- ①エリア内でも立入禁止区域やゲレンデ外、閉鎖されたコースへ入ることは出来ません。これに反して入り、救助や捜索活動が必要になった場合はスキー場が定める費用を頂きます。
- ②マップや鳥瞰図に示されたスキー場エリア外での滑走や侵入は出来ません。エリア外は雪崩発生、遭難、滑落、追突の危険が高く、スキー場の管理区域外です。なお、エリア外への捜索や救助活動は困難であり出来ませんので、全て自己の責任において管理してください。
- ③看板、標識、ロープ類、パトロール隊員や係員の指示・誘導に従ってください。
- ④地形、構築物、ゲレンデの状況、雪質を見極め、ご自身の技量に合わせて自己責任で滑走してください。また、天候の変化にも十分注意ください。
- ⑤用具、備品は、自他に事故が無いように、予め点検してください。
- ⑥滑走中は、前後左右に注意し、他人に危険を及ぼさないように配慮してください。
- ⑦滑走可能エリアや立入禁止区域等に不明がある場合は、予め、パトロール隊員にご確認ください。本利用規約をお守り頂けない時は、直ちに利用をお断り致します。その際、理由の如何を問わず料金の返還等は行いません。

スキー場の行動規則

- ①他人を傷つたり、おびやかしたりしてはならない。
- ②地形・天候・雪質・技能・体調・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避けるために止まれるよう、滑り方を選ばなければならない。
- ③前にいる人の滑走を妨害してはならない。
- ④追い越すときは、その人との間隔を十分にあげなければならない。
- ⑤滑り出すとき、合流するとき、斜面を横切るときは、上をよく見て安全を確かめなければならない。
- ⑥コースの中で座り込んではいけません。せまい所や上から見通せない所では立ち止まることも慎まなければならない。転んだときはすばやくコースをあげなければならない。
- ⑦登るとき、歩くとき、止まるときは、コースの端を利用しなければならない。
- ⑧スキーやスノーボードには、流れ止めをつけなければならない。
- ⑨掲示・標識・場内放送等の注意を守り、スキーパトロール・スキー場係員の指示には従わなければならない。
- ⑩事故に出あったときは救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。

！お客様が安全に楽しむためにご理解ください。

滑走は危険であり、気象及び管理区域内外を問わずスキー場には危険が潜します。不測の場合、お客様に損害が起こることがあり、その損害はスキー場管理者から賠償されない事をご理解ください。お客様の安全のため上記スキー場ルールをご確認ください。また、全国スキー安全対策協議会で定めるルール10項目を守って安全にお楽しみください。

<http://www.nikokyo.or.jp/files/libs/146/202103081532569558.pdf>
※いかなる理由でもリフト券の転売及び譲渡を禁止します。

※スキー場境界線を越えての救助・捜索活動が発生した場合は、いかなる理由を問わず、お客様に対し費用請求いたします。
※ベビーカーは観光利用のみゴンドラ乗車可能です。リードの利用、マナーの徹底をお願いします。滑走エリアへの入場は禁止となります。